

## 本協議会に関する確認事項

- 1 「法科大学院協会，文部科学省及び法曹三者による協議会の設置について」第4条第1文により設置されるワーキンググループ（以下「検証ワーキンググループ」という。）は，法科大学院協会，文部科学省，最高裁判所，法務省及び日本弁護士連合会からそれぞれ3名程度が参加し構成され，その作業結果を本協議会に報告するものとする。
- 2 法科大学院協会は，検証ワーキンググループにおいて，法務省が各法科大学院に提供する司法試験の成績と各法科大学院における成績との関連性を検証するための資料を調製し，これを他のメンバーに報告する責任を負うものとする。
- 3 幹事会は，本協議会における協議事項の整理等を行うことにより，本協議会を補佐するものとする。
- 4 本協議会又は検証ワーキンググループは，法科大学院協会，文部科学省及び法曹三者以外の者から適宜の方法により意見を聞くことができるものとする。
- 5 本協議会は，発言者名を記載した議事録を作成し，これを公開するものとする。ただし，個人情報保護に関する法律の趣旨等に照らし，その内容の公開を相当としないときは，当該部分の議事録を作成しないものとする。
- 6 法務省は，本協議会の会場確保，構成員間の事務連絡，議事録の作成・公開などの庶務事務を担当するものとする。